

社会福祉法人 星の子
エンゼルステーション保育園運営管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本園は児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本園はエンゼルステーション保育園とする。

(所在地)

第3条 本園を千葉県四街道市四街道1丁目13番1に置く。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定員)

第4条 園に次の職員を置く。

- (1) 園 長 1名
- (2) 保育士 9名
- (3) 栄養士 1名
- (4) 調理員 2名
- (5) 嘱託医 3名

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職員の資格)

第5条 職員は、児童福祉施設最低基準第7条に該当するもののうちから理事長が任命する。ただし保育士については、児童福祉法第18条の4に該当する保育士資格者であることを要する。

(職務)

第6条 園長は園の業務を統括し、会計事務に従事する。

2 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。

3 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

4 栄養士は給食業務の総括を行う。

5 調理員は給食業務に従事する。

(職務の心得)

第7条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第3章 文 書

(文書の取扱)

第8条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第9条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第10条 備えるべき簿冊及び保存年限は別表のとおりとする。

第4章 定 員

(定員)

本園の定員は60名とし、その内訳は次のとおりとする。

(1) 2歳未満児 10名 内 0歳児 6名

(2) 2歳以上児 44名

なお、入園待機児解消の為、上記定員を超えて入園することがある。但し、その範囲は年度当初では15%、年度途中では25%をそれぞれ超えないものとする。

2 このほかに、一時的保育利用児童の定員は、一日につき概ね10名とする。

第5章 入園及び退園

(入園児童・入園)

第12条 「四街道市保育の実施基準」による保育に欠ける乳児または幼児のうち、本園に入園を希望する場合は、四街道市指定の保育所入所申込書に必要事項を記載し、四街道市長に申し込むものとする。

2 本園に入園を希望する者が多数となり、定員を超える場合は、四街道市が入所希望者全員にわたり「四街道市保育の実施に関する条例施行規則」に沿ってその選考を行い入所者を決定するものとする。

3 定員に余裕のある場合には、私的契約児を入園させることができる。

4 一時保育利用児童は本園に直接申し込みを行い決定するものとする。

(退園)

第13条 現に在園中の児童が「四街道市保育の実施に関する条例施行規則」第7条に該当するときは、保育の実施を解除し、保護者より退園届を提出させ退園させるものとする。

2 私的契約児で理由なく保育料を3か月以上滞納したとき。

3 保育園の運営上なされる園長の指示に再三にわたり従わないとき。

4 一時保育利用児童であって、その必要がなくなったとき。

第6章 児童の処遇

(平等の原則)

第14条 本園は園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

(費用)

第15条 保育料は四街道市長の定めた額とする。

2 延長保育登録児の延長保育料は市の定めた額とする。

3 市で徴収する保育料、延長保育料の他園で定めた教材日、主食費等については毎年年度末までに定め保護者へ提示する。

4 一時保育利用児童の保育料等は以下のとおりとする。

ア 最初の1時間以降は30分単位の予約とする。

イ 3歳以上児は1時間につき250円

ウ 1歳以上2歳未満児は1時間につき330円

エ 延長時間は1時間につき1000円(3歳以上児700円)

オ 朝7:00~8:30、夕方16:30~19:00を延長時間とする

5 私的契約児の保育料は、保育単価及び区市町村の補助基準を基準として、別に定める。

(保育時間)

第16条 保育時間は午前7時から午後19時までの間の12時間を原則として、各家庭の事情に応じて決定する

(登降園)

第17条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

(保育内容)

第18条 保育内容及び給食並びに健康管理については、児童の年齢、発達に応じてこれを分け指導計画を立てる。

(虐待等の禁止)

第19条 職員は、園児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

(1) 殴る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為。

(2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為

(3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

(4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

(5) 食事を与えないこと。

(6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

(7) 乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

(8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。

(9) 性的な嫌がらせをすること。

(10) 当該園児を無視すること。

(日課及び年間行事)

第20条 日課及び年間行事については毎年3月31日までに次年度分を別に定める。

(休日)

第21条 本園の休日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日並びに国民の休日(5月4日)

(2) 12月29日より1月3日まで

(3) 職員の研修、会議、8月13日～15日(お盆)の協力日

協力日とは、出来るだけ家庭保育をお願いしている日です

(欠席)

第22条 児童が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

(休園)

第23条 園児又は園児の同居家族に伝染病の発生により、他の園児に感染する恐れがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第24条 園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第25条 園長、看護師は常に入所児童の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

(衛生管理)

第26条 園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年一回の大掃除を行うものとする。

(緊急時の対応)

第27条 お預かりしている園児に健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときはお子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡する事とし、嘱託医または子どもの主治医に相談する等の措置を講じるものとする。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行う事とする。

<近隣の緊急連絡先>

さとう小児科	043-226-9522
国立下志津病院	043-422-2511
山王病院	043-421-2221
大日病院	043-422-1255
さくら整形外科	043-483-2552
四街道病院	043-304-7575
※消防署、警察署へは緊急ボタンを設置。	

(事故防止に関する委員会の設置)

第 28 条 園児の安全と安心の環境を確保する為に事故防止委員会を設置する。

【園内】

委員会メンバー	各クラス担任、時間外代表、主任（リーダー）、園長
事故防止会議	毎月 1 回月末の保育会終了後～行う
主な内容	・安全環境の確認、進捗 ・1ヶ月の振り返り（ヒヤリハット等） ・事例検討（季節に応じた事故等）

【法人】

委員会メンバー	各施設の長（代理、副園長）、各施設事故防止委員会のリーダー1名 外部委員 1 名（理事市川琢郎）、
発足	施設で事故発生時当日に発足（当該施設の担当者は除く） 理事長への報告（必要に応じ各関係各所への報告）をもって解散とする。
主な内容	・事故実態調査 ・事故防止対策 ・理事長への報告、各園への周知、保護者への周知 （必要に応じ所轄庁への報告）

(苦情対応)

第 29 条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、別紙苦情対応規程に記載された通りである。

(相互信頼関係の構築)

第 30 条 児童が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

第 7 章 災害対策

(防災管理・災害対策)

第 31 条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月 1 回入園児童及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

第 8 章 地域活動事業

(子育てひろば事業)

第 32 条 地域の子育て家庭を援助するため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、絵本の貸出、子育て通信の発行、掲示板による地域向け育児情報の提供等からなる子育てひろば事業を実施する。

第 9 章 雑 則

(改正)

第 33 条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人星の子理事会の議決を経るものとする。

付則

この規則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日改定